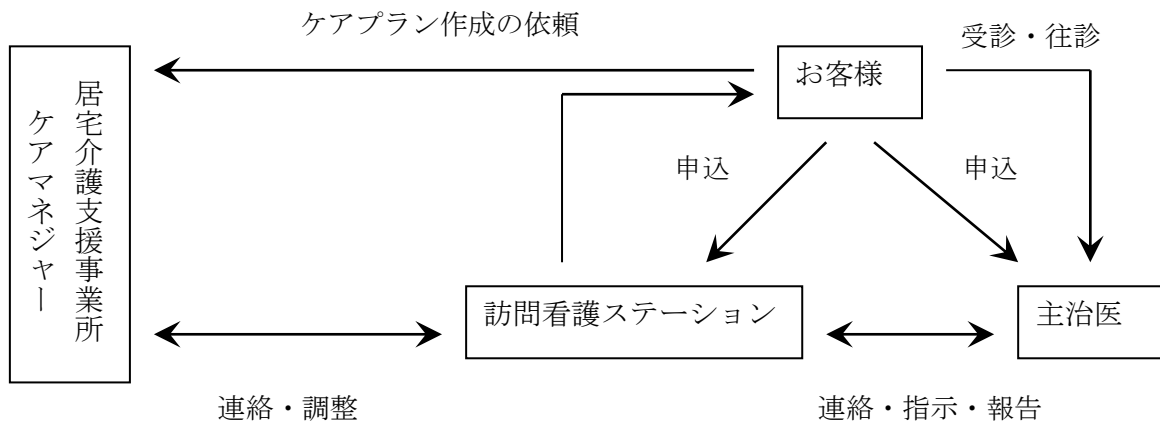


訪問看護サービスのご案内（重要事項説明）

訪問看護ステーション「あさみなみ」

1 訪問看護のお申し込みからサービスまで（介護保険利用の場合）



訪問看護・訪問リハビリは、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護やリハビリテーションを行うサービスで、介護保険のほか、医療保険制度でのご利用も可能です。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスとも連携しながらの支援を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。お申し込みは訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネジャーにご相談ください。訪問看護・訪問リハビリを利用される場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

尚介護予防給付対象の方も支援の必要があり主治医の指示があれば同様のサービスが受けられます。最寄りの地域包括支援センターにご相談下さい。

2 サービス内容

《訪問看護》

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥創や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保険・福祉サービスなどの活用支援

《訪問リハビリ》

- ・ 基本動作訓練、日常生活動作訓練
- ・ 動作方法・介助方法の指導
- ・ 生活相談
- ・ 住宅改修（環境調整）相談
- ・ 福祉用具相談
- ・ 体力・筋力を維持するための自宅での自主訓練指導

3、訪問看護 料金表（要介護）

	所要時間	サービス 内容略称	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問 看護費	20 分未満	訪問看護Ⅰ 1	314	336 円	672 円	1,008 円
	30 分未満	訪問看護Ⅰ 2	471	504 円	1,008 円	1,512 円
	30 分以上 1 時間未満	訪問看護Ⅰ 3	823	881 円	1,762 円	2,642 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	訪問看護Ⅰ 4	1,128	1,207 円	2,414 円	3,621 円
	1 回あたり	訪問看護Ⅰ 5	294	315 円	629 円	944 円
理学療法士 作業療法士 言語療法士						

	加算の種類		単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
加 算	緊急時訪問看護加算	1 月につき	574	615 円	1,229 円	1,843 円
	特別管理加算(Ⅰ)	1 月につき	500	535 円	1,070 円	1,605 円
	特別管理加算(Ⅱ)	1 月につき	250	268 円	535 円	803 円
	ターミナルケア加算	適応時	2,500	2,675 円	5,350 円	8,025 円
	退院当日の初回加算（Ⅰ）	退院当日の訪問	350	375 円	749 円	1,124 円
	初回加算（Ⅱ）	開始月 1 回	300	321 円	642 円	963 円
	退院時共同指導加算	1 回につき	800	856 円	1,712 円	2,568 円
	看護・介護職員連携強化加算	1 月につき	250	268 円	535 円	803 円
	1 時間 30 分以上の訪問看護	1 回につき	300	321 円	642 円	963 円
	複数名訪問加算(30 分未満)	1 回につき	254	272 円	544 円	816 円
	複数名訪問加算(30 分以上)	1 回につき	402	431 円	861 円	1,291 円
	定期巡回事業所との連携	1 月につき	2,961	3,169 円	6,337 円	9,505 円

※事業所と同一の建物に居住する利用者、又はこれ以外の同一の建物に居住する利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数の 90%で算定(90/100)

キャンセル料	訪問予定時間の 2 時間前までの連絡に対してキャンセル料は掛かりません。	
	担当者が利用者の自宅に到着した場合は、キャンセル料は利用負担の 100%。	
	※利用者負担割合が 0%の場合は、サービス費用総額の 10%に相当する。 ※利用者の容体急変などの緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合には不要です。	
死後の処置料 (消毒液での清拭、ご遺体の排泄物・分泌物の処置)		10,000 円(税抜)
訪問看護に係る交通費(安佐南区以外の地域)		300 円/回

4 営業日時のご案内

- * 営業日：月曜日から土曜日まで
休 日：日・祝祭日 8月14～8月16日及び12月30日～1月3日
- * 営業時間：月～土曜日 午前8：30～午後17：30まで
- ※ 当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。
TEL082-875-9671

5 ご利用にあたってのお願い

- * 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- * やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いします。
- * 予定していた看護師が止むを得ず訪問できない場合は迅速に対応する体制を整えております。

6 苦情のご相談は

- * 利用者様からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
（電話番号）082-875-9671（FAX）082-875-9672
（苦情相談責任者）棟田 晋一
（苦情相談担当者）古屋 久湖

円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、ただちにサービス提供の管理者が相手方に連絡を取り事情を聞くとともに事実の確認をする。
- ・ 苦情相談担当者が、必要があると判断した場合は、職員を含めて検討会議を開く。
- ・ 検討の結果、必ず具体的な対応をとる。（利用者への謝罪等）
- ・ 再発の防止に役立てる為、記録に残す。
- * その他参考事項

事業所以外にも下記の場所に、苦情処理窓口があります。

広島県国民健康保険団体連合会（電話番号）082-545-0011

広島市介護保険課（電話番号）082-504-2363

7 訪問看護ステーション「あさみなみ」の従事者

- * 管 理 者：看護師（常勤）古屋 久湖
（常勤）山口 夏美（非常勤）田中 みどり
理学療法士：（非常勤）門野 健一（非常勤）木村 万喜子

8 事故発生時の対応について

- (1) 事業所は、訪問看護の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに行政機関、主治医、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、契約書に記載の通り速やかに賠償を行うこととします。
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとします。

9 虐待防止に関する事項

＊ 事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定をしています。
虐待防止に関する責任者 事務長 棟田 晋一
- (2) 虐待を防止のための従業者に対する研修を定期的に実施しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をしています。
- (6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し行政が行う調査等に協力します。

10 ハラスメントについて

＊ 事業所は、職場で働く職員の安全確保として働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊重や人格を言動や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、関係先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。
- (2) ハラスメント案件が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 1 身体的拘束等の禁止

- * 事業者は、身体的拘束の更なる適正化の観点から、次の措置を講じます。
 - (1) 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (2) 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

1 2 事業継続計画に関する事項

- * 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
 - (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 衛生管理に関する事項

- * 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - (1) 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 訪問看護ステーション「あさみなみ」の沿革

平成 13 年 10 月 1 日介護保健法に基づく指定を受ける。広島県指定第 62 号

1 5 営業地域： 安佐南区

1.6 事業者概要

事業者： 医療法人メディカルパーク
事業者の名称： 訪問看護ステーション「あさみなみ」
代表者名： 理事長 寺山 弘志
指定番号： 介護保険事業者番号 3460291317
事業所の住所： 広島市安佐南区祇園2丁目42番14号
連絡先： 営業時間内 082-875-9671
 夜間・休日 082-875-9671
 FAX： 082-875-9672
最寄駅： JR可部線下祇園駅 徒歩5分

令和 年 月 日

【事業者】

当事者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用にサービス内容および重要事項を説明しました。

<事業所名称>医療法人メディカルパーク 訪問看護ステーション「あさみなみ」

<事業所住所>広島市安佐南区祇園2丁目42番14号

<説明者> 氏名 古屋 久湖 印

【ご利用者様】

私は、サービス内容および重要事項について文書にもとづいて、事業者からの説明を受けました。

<ご本人>

住所

氏名 印

<代理人の場合>

住所

氏名 印

訪問看護ステーション契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより 必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1、 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の訪問看護・リハビリ計画に基づき、指定訪問看護・リハビリ等を円滑に実施する為に必要な場合（別紙記載事項）

2、 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して与えられないよう細心の注意をはらうこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記録しておくこと。

3、 個人情報の内容 （例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等 事業者が在宅看護・リハビリを行う為に最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 各関連機関からの情報

＊「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

以上

令和 年 月 日

医療法人メディカルパーク訪問看護ステーション「あさみなみ」

利用者 住所：_____

氏名：_____ 印

利用者家族等代表 住所：_____

氏名：_____ 印

緊急時訪問看護加算の同意書

患者様や又そのご家族から電話等により看護に関する意見を求められた
場合に常時対応できる体制にあると説明を受けました。

緊急時訪問看護加算に同意いたします。

令和 年 月 日

事業者

医療法人 メディカル・ケア訪問看護ステーション「あさみなみ」

住所 広島市安佐南区祇園二丁目4番14号

理事長 寺山 弘志 印

説明者 （看護師） 古屋 久湖 印

利用者

住所

氏名

印